

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会の解散及び残余財産の清算について



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局
(建設緑政局緑化フェア推進室)

8月の実行委員会総会において、次のとおり実行委員会解散(清算終了日が解散日)を決議以降、清算事務を進め、清算終了後の令和8年3月に書面で実行委員会総会を開催し、令和7年度の事業報告・収支決算を報告・議決します

1. 本実行委員会は、「川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会則」(以下「会則」という。)第3条の目的を達成したことから、**会則第32条第1項の規定に基づき、解散するもの**とします。併せて、**解散日をもって、会則ほか関係諸規程を廃止**します。
2. 本実行委員会の**解散日**は、会則第32条第2項の規定に基づき、**剰余金清算の終了日**とするものとします。
3. 本実行委員会の清算については、**清算人を実行委員会会長 福田紀彦**とし、実行委員会**事務局が清算事務**を行うものとします。
4. 会則第31条に規定する**残余財産**について、収支決算において生じた残金、物品、著作物にかかる権利等は**川崎市に帰属**するものとします。
5. **清算終了時には、書面により実行委員会総会を開催(令和8年3月)**し、会則第29条の規定に基づく**令和7年度の事業報告及び収支決算の報告**、会則第17条の規定に基づく**令和7年度の事業報告及び決算に関する議決**をするものとします。
6. 上記5における**議決については、承認しない旨の回答**のみを返送することとし、期日までに返送がない者は承認したこととします。